

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 26 日

直方市長 壬 生 隆 明

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,030	高級船員	2,700
普通作業員	1,810	普通船員	2,050
軽作業員	1,270	潜水士	3,660
造園工	1,750	潜水連絡員	2,320
法面工	2,310	潜水送気員	2,330
とび工	2,220	軌道工	2,780
石工	2,300	型わく工	2,150
ブロック工	2,210	大工	2,280
電工	1,900	左官	2,170
鉄筋工	2,150	配管工	1,790
鉄骨工	2,000	はつり工	1,960
塗装工	2,220	防水工	2,140
溶接工	2,330	板金工	2,060
運転手（特殊）	1,970	タイル工	2,340
運転手（一般）	1,700	サッシ工	2,560
潜かん工	3,170	内装工	2,160
潜かん世話役	3,750	ガラス工	2,160
さく岩工	2,870	建具工	1,620
トンネル特殊工	3,210	ダクト工	1,750
トンネル作業員	2,350	保温工	1,970
トンネル世話役	3,310	建築ブロック工	2,070
橋りょう特殊工	2,590	設備機械工	2,030
橋りょう塗装工	2,820	交通誘導警備員 A	1,200
橋りょう世話役	3,170	交通誘導警備員 B	1,060
土木一般世話役	2,150	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	865
---------	-----